



鳥取県公報

平成17年12月26日(月)
号外第205号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例 鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

(105) (教育委員会高等学校課) 4

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(106) (教育委員会博物館) 6

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (107) (審査指導室) 9

金属屑業条例を廃止する条例 (108) (警察本部生活安全企画課) 13

———公布された条例のあらまし———

鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 県立高等学校の授業料については、県民の所得の伸び率等を総合的に判断し、平成10年度から現在まで据え置かれている。
- (2) 高校教育改革による教育環境の整備等を重点的に行っている。
- (3) 専攻科については、民間予備校等の実態を勘案し、見直しを行う必要がある。
- (4) (1)から(3)までの状況及び受益と負担の公平確保にかんがみ、県立高等学校の授業料、入学金及び聴講料を適正な額に改める。
- (5) 学ぶ意欲を持つ社会人に広く生涯学習の場を提供するため、高等学校の通信制課程に聴講制度を導入する。

2 条例の概要

- (1) 県立高等学校の授業料の額を次のとおり引き上げる。

区 分		金 額 (年 額)		
		現 行	平成18年度	平成19年度以降
県立高等学校	全日制の課程	108,000円	111,600円	111,600円
	定時制の課程	28,800円	31,200円	31,200円
	通信制の課程	1単位につき 280円	1単位につき 290円	1単位につき 290円
	専攻科	162,000円	211,200円	261,600円

- (2) 県立高等学校の入学金の額を次のとおり引き上げる。

区 分		金 額 (年 額)	
		現 行	平成18年度以降
県立高等学校	専攻科	5,550円	10,000円

(3) 県立高等学校の聴講料の額を次のとおり引き上げる。

区 分		金 額 (年 額)	
		現 行	平成18年度以降
県立高等学校	全日制及び定 時制の課程	3,600円	3,720円

(4) 県立高等学校の通信制課程に聴講制度を導入するとともに、その聴講料の額を年額630円とする。

(5) 施行期日は、平成18年4月1日とする。ただし、平成19年度以降の専攻科の授業料の額の改正については、平成19年4月1日とする。

(6) 所要の経過措置を講じる。

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。

(2) 現在岩美町に管理委託している山陰海岸自然科学館について、平成18年4月1日から県が直接管理を行うこととし、新たに山陰海岸学習館として、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）に附置する。

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者（法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの）に、当該公の施設の管理を行わせる制度

鳥取県立博物館...県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、鳥取市に設置

山陰海岸自然科学館...鳥取県の自然に関する知識の普及及び自然保護思想の高揚を図るため、岩美郡岩美町に設置

山陰海岸学習館...県民の海洋に関する知識の普及を図るとともに、体験学習等を通じて自然を大切にすることをはぐくむため、現在の山陰海岸自然科学館の施設設備を活用して、博物館に附置

2 条例の概要

(1) 博物館に山陰海岸学習館を附置し、その位置を岩美郡岩美町とする。

(2) 博物館の管理に関する規定を整備する。

区 分	博物館（山陰海岸学習館を除く。）	山陰海岸学習館
開館時間	原則として午前9時から午後5時まで（4月1日から10月31日までの間における土曜日にあつては、午前9時から午後7時まで）	原則として午前9時から午後5時まで（7月1日から8月31日までの間における土曜日にあつては、午前9時から午後6時まで）
休館日	原則として月曜日（祝日の場合は翌日）、祝日の翌日及び12月29日から翌年の1月3日までの日	原則として月曜日（祝日の場合は翌日）、祝日の翌日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（当該日が7月20日から8月31日までの間の日に該当する場合を除く。）
利用の許可	博物館を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。	
行為の制限等	教育委員会は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を	

	命ずることができる。
措置命令	教育委員会は、博物館（山陰海岸学習館を含む。）の適正な管理を図るため、利用者その他の博物館を使用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

施行期日は、平成18年4月1日とする。

所要の経過措置を講じる。

鳥取県立山陰海岸自然科学館の設置及び管理に関する条例は、廃止する。

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 薬事法の一部が改正され、医薬品、医薬部外品又は医療機器（以下「医薬品等」という。）の製造販売についての承認制度が設けられるとともに、医薬品等の製造販売の承認若しくは輸出用の医薬品等の製造については、その物の製造所における製造管理又は品質管理の方法が厚生労働省令に定める基準に適合しているかどうかについて、厚生労働大臣又は知事の調査（以下「適合性調査」という。）を受けなければならないこととされた。

これに伴い、知事が行う適合性調査の事務のうち、医薬品等の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における調査の事務について、手数料を徴収することとし、その額を定める。

(2) 鳥取県採石条例の一部改正に伴い、平成17年8月に鳥取県採石場安全対策審議会を設置し、採石法に基づく採取計画の適否、周辺環境への影響等について専門家の意見を聴き、採石場の安全対策及び採取計画の認可の是非の判断に反映させていることにかんがみ、これに要する経費を申請者に負担していただくため、採石法に基づく採取計画の認可事務に係る手数料の額を引き上げるとともに、受益と負担の公平を図るため、採石法関係事務及びこれと同様の事務処理を行っている砂利採取法関係事務に係る手数料の額を見直す。

2 条例の概要

(1) 医薬品等の適合性調査の事務について、次のとおり手数料を徴収することとし、その額を定める。

事 務 の 区 分	手数料の額
医薬品等の製造販売の承認又は承認事項の変更の承認を受けようとするときに受ける適合性調査	1品目につき13,200円
医薬品等の製造販売の承認の取得後5年を経過するごとに受ける適合性調査	39,200円に1品目につき300円を加えた額
輸出用の医薬品等を製造しようとするときに受ける適合性調査	1品目につき13,200円
輸出用の医薬品等の製造の開始後5年を経過するごとに受ける適合性調査	39,200円に1品目につき300円を加えた額

(2) 採石法及び砂利採取法に基づく事務に係る手数料の額を次のとおり改める。

手 数 料		現 在	条例改正後
採石	採石業の登録 (法第32条)	1件につき 18,000円	(変更なし)
	採石業務管理者の認定 (法第32条の4第1項第5号口)	1件につき 6,700円	1件につき 8,000円

法 関 係 手 数 料	採石業務管理者の試験 (法第32条の13第1項)	1件につき 8,000円	(変更なし)
	採取計画の認可 (法第33条)	1件につき 52,000円	1件につき 74,000円
	採取計画の変更認可 (法第33条の5第1項)	1件につき 33,000円	1件につき 55,000円
砂 利 採 取 法 関 係 手 数 料	砂利採取業の登録 (法第3条)	1件につき 13,000円	1件につき 18,000円
	砂利採取業務主任者の認定 (法第6条第1項第5号口)	1件につき 8,400円	1件につき 8,000円
	砂利採取業務主任者の試験 (法第15条第1項)	1件につき 7,600円	1件につき 8,000円
	採取計画の認可 (法第16条)	1件につき 37,000円	(変更なし)
	採取計画の変更認可 (法第20条第1項)	1件につき 17,000円	(変更なし)

(3) 施行期日は、(1)は公布の日、(2)は平成18年4月1日とする。

金属屑業条例の廃止について

1 条例の廃止理由

金属屑業条例（以下「条例」という。）を制定した当時（昭和27年）に比べ、経済状況が安定し、金属屑の盗難等の犯罪もない現状にかんがみ、金属類の盗犯その他の犯罪の防止による公共の福祉の保持という条例の目的を達したと認められるので、条例を廃止しようとするものである。

2 条例の概要

(1) 条例は、廃止する。

(2) 施行期日等

施行期日は、公布の日とする。

所要の経過措置を講じる。

条 例

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第105号

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に

対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>(授業料等の徴収)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第64条の3第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない<u>県立高等学校の全日制、定時制又は通信制</u>の課程において聴講を許可された者からは、聴講料を徴収する。</p> <p>(授業料等の額)</p> <p>第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">金 額</th> </tr> <tr> <th>授業料 (年額)</th> <th>入学料</th> <th>入学選抜 手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">県立高 等学校</td> <td>全日制 の課程</td> <td style="text-align: center;"><u>111,600円</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>定時制 の課程</td> <td style="text-align: center;"><u>31,200円</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>通信制 の課程</td> <td style="text-align: center;">1 単位に つき <u>290円</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>専攻科</td> <td style="text-align: center;"><u>211,200円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,000円</u> 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 聴講料の額は、聴講を許可された教科科目の1単 位に相当する授業時間につき<u>全日制又は定時制の課 程を聴講する場合にあっては年額3,720円、通信制 の課程を聴講する場合にあっては年額630円とする。</u></p>	区 分	金 額			授業料 (年額)	入学料	入学選抜 手数料	県立高 等学校	全日制 の課程	<u>111,600円</u>	略	定時制 の課程	<u>31,200円</u>	略	通信制 の課程	1 単位に つき <u>290円</u>	略	専攻科	<u>211,200円</u>	<u>10,000円</u> 略	<p>(授業料等の徴収)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第64条の3第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない<u>県立高等学校の全日制又は定時制</u>の課程において聴講を許可された者からは、聴講料を徴収する。</p> <p>(授業料等の額)</p> <p>第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">金 額</th> </tr> <tr> <th>授業料 (年額)</th> <th>入学料</th> <th>入学選抜 手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">県立高 等学校</td> <td>全日制 の課程</td> <td style="text-align: center;"><u>108,000円</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>定時制 の課程</td> <td style="text-align: center;"><u>28,800円</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>通信制 の課程</td> <td style="text-align: center;">1 単位に つき <u>280円</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>専攻科</td> <td style="text-align: center;"><u>162,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5,550円</u> 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 聴講料の額は、聴講を許可された教科科目の1単 位に相当する授業時間につき年額<u>3,600円</u>とする。</p>	区 分	金 額			授業料 (年額)	入学料	入学選抜 手数料	県立高 等学校	全日制 の課程	<u>108,000円</u>	略	定時制 の課程	<u>28,800円</u>	略	通信制 の課程	1 単位に つき <u>280円</u>	略	専攻科	<u>162,000円</u>	<u>5,550円</u> 略
区 分		金 額																																							
	授業料 (年額)	入学料	入学選抜 手数料																																						
県立高 等学校	全日制 の課程	<u>111,600円</u>	略																																						
	定時制 の課程	<u>31,200円</u>	略																																						
	通信制 の課程	1 単位に つき <u>290円</u>	略																																						
	専攻科	<u>211,200円</u>	<u>10,000円</u> 略																																						
区 分	金 額																																								
	授業料 (年額)	入学料	入学選抜 手数料																																						
県立高 等学校	全日制 の課程	<u>108,000円</u>	略																																						
	定時制 の課程	<u>28,800円</u>	略																																						
	通信制 の課程	1 単位に つき <u>280円</u>	略																																						
	専攻科	<u>162,000円</u>	<u>5,550円</u> 略																																						

第2条 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																														
<p>(授業料等の額)</p> <p>第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">金 額</th> </tr> <tr> <th>授業料 (年額)</th> <th>入学料</th> <th>入学選抜 手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">県立高 等学校</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専攻科</td> <td style="text-align: center;"><u>261,600円</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額			授業料 (年額)	入学料	入学選抜 手数料	県立高 等学校	略			専攻科	<u>261,600円</u>	略		<p>(授業料等の額)</p> <p>第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">金 額</th> </tr> <tr> <th>授業料 (年額)</th> <th>入学料</th> <th>入学選抜 手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">県立高 等学校</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専攻科</td> <td style="text-align: center;"><u>211,200円</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額			授業料 (年額)	入学料	入学選抜 手数料	県立高 等学校	略			専攻科	<u>211,200円</u>	略	
区 分		金 額																													
	授業料 (年額)	入学料	入学選抜 手数料																												
県立高 等学校	略																														
専攻科	<u>261,600円</u>	略																													
区 分	金 額																														
	授業料 (年額)	入学料	入学選抜 手数料																												
県立高 等学校	略																														
専攻科	<u>211,200円</u>	略																													

2 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日に県立高等学校に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、第1条の規定による改正後の鳥取県立高等学校授業料等徴収条例（以下「新授業料条例」という。）第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において、県立高等学校に編入学、転入学、再入学又は転籍（以下「編入学等」という。）をする者に係る授業料の額は、新授業料条例第3条の規定にかかわらず、その者の属する学年に在学する者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第64条の3第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立学校の全日制の課程又は定時制の課程に編入学等をする場合においては、その者の在学すべき期間が相当する者）に係る授業料の額と同額とする。

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第106号

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(山陰海岸学習館の附置)</u></p> <p><u>第3条 県民の海洋に関する知識の普及を図るとともに、体験学習等を通じて自然を大切にすることを旨とするため、博物館に山陰海岸学習館を附置する。</u></p> <p>2 <u>山陰海岸学習館は、岩美郡岩美町に置く。</u></p>	
<p><u>(開館時間)</u></p> <p><u>第4条 博物館（山陰海岸学習館を除く。以下第6条及び第10条において同じ。）の開館時間は、午前9時から午後5時まで（4月1日から10月31日までの間における土曜日にあつては、午前9時から午後7時まで）とする。</u></p> <p>2 <u>山陰海岸学習館の開館時間は、午前9時から午後</u></p>	

5時まで（7月1日から8月31日までの間における土曜日にあつては、午前9時から午後6時まで）とする。

- 3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に前2項の開館時間を変更することができる。
- 4 教育委員会は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第5条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日（その日が休日である場合を除く。））
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日又は休日である場合を除く。）
 - (3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、7月20日から8月31日までの間における月曜日（その日が休日である場合は、その翌日を含む。）は、山陰海岸学習館を開館するものとする。
- 3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。
 - 4 教育委員会は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(利用の許可)

第6条 略

(行為の制限等)

- 第7条 博物館においては、次の行為をしてはならない。
- (1) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (2) 許可を受けないで博物館資料を模写し、又は撮影すること。
 - (3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は

(利用の許可)

第3条 略

飲食をすること。

(4) 許可を受けないで物品を販売すること。

(5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める行為

2 教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第8条 教育委員会は、博物館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、博物館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）その他の博物館を使用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(許可の取消し)

第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条又は第7条第1項第2号若しくは第4号の許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 前条の命令に従わないとき。

(3) 許可の条件に違反したとき。

(4) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(使用料の徴収)

第10条 略

(使用料の減免)

第11条 略

(教育委員会規則への委任)

第12条 略

別表（第10条関係） 略

(使用料の徴収)

第4条 略

(使用料の減免)

第5条 略

(教育委員会規則への委任)

第6条 略

別表（第4条関係） 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例及び同条例に基づく規則の規定によりされた許可その他の行為は、改正後の鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

(鳥取県立山陰海岸自然科学館の設置及び管理に関する条例の廃止)

3 鳥取県立山陰海岸自然科学館の設置及び管理に関する条例（昭和51年鳥取県条例第27号）は、廃止する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第107号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(58) 略</p> <p>(58の2) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理（以下「製造管理等」という。）に係る適合性の調査 <u>次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u></p>		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(58) 略</p> <p>(58の2) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第14条第6項の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理（以下「製造管理等」という。）に係る適合性の調査 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u></p>	
区 分	金 額	区 分	金 額
1 医薬品等の製造販売の承認又は承認事項の変更の承認を受けようとするとき。		1 医薬品等の製造販売の承認を受けようとするとき。	
(1) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造管理等		(1) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造管理等	
ア～ウ 略	略	ア～ウ 略	略

<p>工 薬事法関係手数料令 (平成17年政令第91号) 第17条第5項に規定する 試験検査を製造所以外の 施設において行った場合 (他に委託して行った場 合を含む。)における当 該施設に係るもの(以下 この号及び第62号の2に おいて「試験検査施設に おける製造管理等」とい う。)</p>	<p>1品目につき 13,200円</p>	<p>(2) 医薬品(体外診断用医 薬品に限る。)の製造管理 等 ア及びイ 略</p>	<p>略</p>
<p>(2) 医薬品(体外診断用医 薬品に限る。)の製造管理 等 ア及びイ 略</p>	<p>略</p>	<p>(2) 医薬品(体外診断用医 薬品に限る。)の製造管理 等 ア及びイ 略</p>	<p>略</p>
<p>ウ 試験検査施設における 製造管理等</p>	<p>1品目につき 13,200円</p>	<p>(3) 医薬部外品の製造管理 等 ア~ウ 略</p>	<p>略</p>
<p>(3) 医薬部外品の製造管理 等 ア~ウ 略</p>	<p>略</p>	<p>(3) 医薬部外品の製造管理 等 ア~ウ 略</p>	<p>略</p>
<p>工 試験検査施設における 製造管理等</p>	<p>1品目につき 13,200円</p>	<p>(4) 医療機器の製造管理等 ア~ウ 略</p>	<p>略</p>
<p>(4) 医療機器の製造管理等 ア~ウ 略</p>	<p>略</p>	<p>(4) 医療機器の製造管理等 ア~ウ 略</p>	<p>略</p>
<p>工 薬事法関係手数料令第 17条第5項に規定する試 験検査又は設計及び開発 を製造所以外の施設にお いて行った場合(他に委 託して行った場合を含む。)における当該施設に係 るもの(以下この号及び第 62号の2において「試験 検査施設又は設計開発施 設における製造管理等」 という。)</p>	<p>1品目につき 13,200円</p>	<p>2 医薬品等の製造販売の承認 を受けた後5年ごとの期間を 経過するとき。</p>	<p>略</p>
<p>2 医薬品等の製造販売の承認 を受けた後5年ごとの期間を 経過するとき。</p>	<p>略</p>	<p>2 医薬品等の製造販売の承認 を受けた後5年ごとの期間を 経過するとき。</p>	<p>略</p>
<p>(1) 医薬品(体外診断用医 薬品を除く。)の製造管理 等</p>	<p>略</p>	<p>(1) 医薬品(体外診断用医 薬品を除く。)の製造管理 等</p>	<p>略</p>

ア~ウ 略	略
工 試験検査施設における製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額
(2) 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造管理等	
ア及びイ 略	略
ウ 試験検査施設における製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額
(3) 医薬部外品の製造管理等	
ア~ウ 略	略
工 試験検査施設における製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額
(4) 医療機器の製造管理等	
ア~ウ 略	略
工 試験検査施設又は設計開発施設における製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額

ア~ウ 略	略
(2) 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造管理等	
ア及びイ 略	略
(3) 医薬部外品の製造管理等	
ア~ウ 略	略
(4) 医療機器の製造管理等	
ア~ウ 略	略

(59)~(62) 略

(62の2) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第80条第1項の規定による輸出用の医薬品等の製造管理等に係る適合性の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 輸出用の医薬品等を製造しようとするとき。	
(1) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造管理等	
ア~ウ 略	略
工 試験検査施設における製造管理等	1品目につき13,200円
(2) 医薬品(体外診断用医	

(59)~(62) 略

(62の2) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第80条第1項の規定による輸出用の医薬品等の製造管理等に係る適合性の調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

区 分	金 額
1 輸出用の医薬品等を製造しようとするとき。	
(1) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造管理等	
ア~ウ 略	略
(2) 医薬品(体外診断用医	

薬品に限る。)の製造管理等		薬品に限る。)の製造管理等	
ア及びイ 略	略	ア及びイ 略	略
ウ 試験検査施設における製造管理等	1品目につき 13,200円		
(3) 医薬部外品の製造管理等		(3) 医薬部外品の製造管理等	
ア~ウ 略	略	ア~ウ 略	略
エ 試験検査施設における製造管理等	1品目につき 13,200円		
(4) 医療機器の製造管理等		(4) 医療機器の製造管理等	
ア~ウ 略	略	ア~ウ 略	略
エ 試験検査施設又は設計開発施設における製造管理等	1品目につき 13,200円		
2 輸出用の医薬品等の製造の開始後5年ごとの期間を経過するとき。		2 輸出用の医薬品等の製造の開始後5年ごとの期間を経過するとき。	
(1) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造管理等		(1) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造管理等	
ア~ウ 略	略	ア~ウ 略	略
エ 試験検査施設における製造管理等	39,200円に1 品目につき 300円を加えた額		
(2) 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造管理等		(2) 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造管理等	
ア及びイ 略	略	ア及びイ 略	略
ウ 試験検査施設における製造管理等	39,200円に1 品目につき 300円を加えた額		
(3) 医薬部外品の製造管理等		(3) 医薬部外品の製造管理等	
ア~ウ 略	略	ア~ウ 略	略
エ 試験検査施設における製造管理等	39,200円に1 品目につき 300円を加えた額		
(4) 医療機器の製造管理等		(4) 医療機器の製造管理等	
ア~ウ 略	略	ア~ウ 略	略

工 試験検査施設又は設計 開発施設における製造管 理等	39,200円に1 品目につき 300円を加え た額
-----------------------------------	-------------------------------------

(63) ~ (291) 略

(292) 採石法第32条の4第1項第5号口の規定に
基づく認定 1件につき8,000円

(293) 略

(294) 採石法第33条の規定に基づく採取計画の認
可 1件につき74,000円

(295) 採石法第33条の5第1項の規定に基づく採
取計画の変更の認可 1件につき55,000円

(296) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第3条
の規定に基づく砂利採取業の登録 1件につき
18,000円

(297) 砂利採取法第6条第1項第5号口の規定に
基づく認定 1件につき8,000円

(298) 砂利採取法第15条第1項の規定に基づく砂
利採取業務主任者試験の実施 1件につき8,000
円

(299) ~ (323) 略

2 略

(63) ~ (291) 略

(292) 採石法第32条の4第1項第5号口の規定に
基づく認定 1件につき6,700円

(293) 略

(294) 採石法第33条の規定に基づく採取計画の認
可 1件につき52,000円

(295) 採石法第33条の5第1項の規定に基づく採
取計画の変更の認可 1件につき33,000円

(296) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第3条の
規定に基づく砂利採取業の登録 1件につき
13,000円

(297) 砂利採取法第6条第1項第5号口の規定に基
づく認定 1件につき8,400円

(298) 砂利採取法第15条第1項の規定に基づく砂
利採取業務主任者試験の実施 1件につき7,600円

(299) ~ (323) 略

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第292号及び第294号から第298号までの改正は、平成18年4月1日から施行する。

金属屑業条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第108号

金属屑業条例を廃止する条例

金属屑業条例(昭和27年鳥取県条例第31号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

